

令和8年第1回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和8年1月6日（火曜日） 15時00分～15時52分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高島 千恵美、 4番 飛高 聖悟、
5番 小野 美智子、 6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、
9番 田原 俊秀、 10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、
13番 山田 裕也、 14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、
17番 埴田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁、 佐伯5区 上杉 隆盛、 佐伯6区 亀山 悦男、
佐伯8区 永田 不二男、 佐伯9区 岩田 隆生、 佐伯10区 田村 正信、
上浦区 坂本 啓二、 弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一、
本匠1区 矢野 正人、 蒲江3区 後藤 正、

事務局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

はい。ただいまから、令和8年第1回の佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日は欠席者がございません。

農業委員17名中本日の会議出席者は17名、同数でございます。

よって農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1) 議案第1号から(3) その他の①、非農地証明願についてまででございますので、当該案件の審議が終了しました推進委員は順次退席されて結構でございます。

それでは改めまして宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい先ほどの検討委員会、大変ご苦勞様でした。特に竹中さん、司会の方、本当にお疲れ様でした。広報委員の皆さんは、今回の皆さんの意見を取りまとめて、広報に出していただくということでございますので、大変でしょうけども、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、先ほど局長の方から申し上げましたようにですね議案が、3条と5条だけということでございますので、もう途中、休憩をとっておりましたけれどもノンストップで最後まで行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(局長)

はい。ありがとうございます。

これより先につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長の方に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。それではしばらくの間議事進行を進めさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、4番飛高聖悟委員、5番小野美智子委員にお願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から議案の説明をお願いいたします。

(局長)

着座にて説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第1号農地法第3条の規定による、許可申請についての件数は12件で、面積は田及び畑を合計いたしまして、2万3,167平米です。

農地法第4条の規定による許可申請はありません。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計

いたしまして、3,121 平米です。

議案第 1 号及び 2 号に関する合計件数は 17 件。合計面積は、田が 1 万 6,997 平米、畑が 9,291 平米で、総合計面積は 2 万 6,288 平米です。

以上のとおりでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等はございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

議案書 3 ページの 3 条の 1 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人が行うとのことです。

農地取得後は果樹や花木を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 7.61a となります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

す。担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 3 条の 2 番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は柿を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 10.96a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、後藤推進委員をお願いします。

(後藤推進委員)

別に問題はないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 3 番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行っているとのことです。

農地取得後は米や杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 83.83a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして岩田推進委員をお願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人の予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.97aとなります。

今後農業を行うので、申請農業周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の5番について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は購入予定です。

農業は、譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜や果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は20.56aとなります。

現状市外に住んでおりますが、農地の隣の方に引っ越してくる予定とのことです。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

はい。私の家の近くでもあるし、よく知っておりますけども、問題はないと思いま
す。
以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。
事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
それでは3条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして3条の6番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地や農用地区域内の農地です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと
です。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと
です。
農地取得後は米を栽培する計画
です。
取得後の耕作面積は175.4622a
となります。
現状ちょっと小さい面積
ですが隣の農地も含めて本人
の農地なので今回名義が
変わってなかった分を
変えるとのこと
です。
今後農業を行うので申請農地
周辺地域への農業上の支障は
予想されないと思われ
ます。
事務局からの説明は以上
です。

(会長)

続きまして市原推進委員
をお願いします。

(市原推進委員)

特に問題になることは
ないと思われ
ます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の7番について、事務局の説明の後、矢野推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、親子間での贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や茶、紫蘇を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は米や茶、紫蘇を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は51.97あれとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして矢野推進委員お願いします。

(矢野推進委員)

はい。特に問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条8番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は姉妹間の贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜やシキミを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と子の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜やシキミの栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.42aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思いま

続きまして3条の9番について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父の2人で行う予定とのことです。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は70.2aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、田村推進委員お願いします。

(田村推進委員)

特に問題ないと思いま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは3条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の10番について、事務局の説明の後、坂本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は親子間の贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域以外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と両親の3人で行うとのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は29.38aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして坂本推進委員お願いします。

(坂本推進委員)

はい。特に問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の11番について、事務局の説明の後、岩田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

農地取得後は、稲作を行い、健康増進やリハビリ活動などを目的に農業生産を行っていくとのこととです。

今回の場合、譲受人が社会福祉法人なのですが、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号のハに規定する教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるもの、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能となります。

今後、引き続き農業を行っていくとのことなので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして岩田推進委員をお願いします。

(岩田推進委員)

特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の11番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい吉岡委員。

(吉岡委員)

すいません。ただいまの12番。すいません、11番の案件なんですけれども、これ社会福祉法人が、購入するもののようなんですけれども、同じく3番ですね、3番。

個人で購入する田があるんですけれども、これおそらく社会福祉法人の代表者の方と同一人物ではないかなと思われるんですけれども、片方は個人での栽培を続けると。

もう片方は、農業法人の事業といいますか、業務として栽培を続けるということで、これ、両方も法人でやるものではないのかなと思ったんですけどどうなんでしょうか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。今回の場合、まず申請自体もですね、個人と法人でまず別々に来ております。個人で来た分と、法人で来た分で、今回出したのが一緒ですという話もうちの方には聞いてないですし、個人で来たものについては個人的にやるとの話ですね、申請として上がってきてるので、もうそれ以上うちが特にその申請内容をもう信じるしかないんですね。

そちらも個人でやりますって言ったのはまず個人でやる、法人できたものは法人でやりますという話だったので、別々の受け付けとなっております。

(会長)

よろしいですか。

(吉岡委員)

何か違和感があるんですけども。

きちんと、その計画の細部まで、確認はできておるのでしょうか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

一応個人でやるものは、もう申請書の内容どおり、個人がですね、自分で今農業されているところもあって、そこと一緒に自分で作っていくっていうような申請内容で、書いてきております。で、法人でやる分はですね、もともと法人が持っていること含めてリハビリをしていくという内容で、議事録等も受け取ってですね、こちらについて法人としてやっていきますっていう申請で今回出されているので、一応別々のものとしてうちが受け取っております。

(会長)

はい。

(吉岡委員)

わかりました。

(会長)

はい山田委員。

(山田委員)

はい。8番山田です。

私がかこ現地確認をいきまして、今吉岡委員がおっしゃったようなところ、当然疑問に思いましたので、この辺の詳細も事務局に確認をいたしました。

まず個人。代表であろうが、個人である。個人の申請である。また医療法人の方も、法人として申請をしている。

事務局側としてはやはり書類等に不備がなければ、たとえ同じ申請時期で出されたとしても、断る理由はない。また私も確認をさせていただいたんですけども、法人の方は議事録、これについて土地の取得に関しての、きちっと議事録も出ておりますので、特に問題はないと思います。

また推進委員の方にも、ここは確認をさせていただきました。

この代表におかれましては、農機具もきちっと持って、自分で田を耕し、そして作物を作ってい

るという情報も伺っておりますので、今回は特に問題がないというふうに私も判断させていただいたところです。

(会長)

はい。ありがとうございました。

いいですか。はい。他にございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の11番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の12番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、兄弟の4人の計6人で行う予定とのこと。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は、110.86aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局の説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の12番についてこれより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の12番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する12件の審議を終わります。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを、議案審議いたします。

議案書6ページの5条の1番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

農業委員会の大良です。それでは5条の方、説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、議案書の修正等変更をお願いいたします。

まず、修正点です。

議案番号2番の土地の表示、こちら大字のところでは長島1丁目と記載しておりますが、正しくは長島町1丁目です。長島の後に、町を、追加お願いいたします。

そして、これに関連しまして、議案番号5番も同じように、こちら、長島4丁目と記載しておりますが、長島町4丁目と記載のほうをお願いいたします。

続きまして変更点がございます。

議案番号5番、申請人、譲受人ですね。この住所のところでは。

こちら今佐伯市新女島2丁目6930番地と、昨年より住所表記が、女島地域が新住所表記に変わっております。

で、こちらの方ですね、申請人の登記の方がまだ旧住所表記でありましたので、改めて法務局に確認したところ、こちらの議案書の方もですね、旧住所表記に、変えてくださいと、指示がありましたので、すいません、こちらの方旧住所表記である、字女島6930番地に変更の方をお願いします。ここの新のところを消していただいて、あざ、文字の字を入れていただきまして、女島を残して、隣の2丁目の表記を消していただくということで、お手数ですがよろしくをお願いいたします。

はい。では、すいません。議案書の説明の方に移らせていただきます。

はい。ではまず、議案書の5条の1番、ご説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

こちら、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の田んぼです。こちらは駐車場の用途による申請です。

申請者は、有料老人ホームを運営しており、従業員が利用する駐車場の不足しており、新たに駐車場を整備する計画です。

申請地では約8台分の駐車スペース、自動車の進入路、動線等の確保を行います。

また、整地は砂利敷きを行います。

造成工事は、砂利敷きなどの整地のみのため、土砂の流出、崩壊の心配はないと思われま

す。また、雨水は自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしくをお願いいたします。

(会長)

はい。それでは続きまして永田推進委員をお願いします。

(永田推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして5条の2番について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

5条の2番について説明させていただきます。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。

住宅分譲地の用途による申請です。

申請者は不動産業を営んでおり、申請地に3区画の更地分譲地を造成する計画です。

整地は転圧にて行い、境界にはコンクリートブロックを設置するため、土砂の流出、崩壊の心配はないと思われま。また、上下水道工事も併せて行います。

雨水は自然流下及び排水側溝に流れます。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

水利権はありません。以上ですよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。続きまして、松本推進委員をお願いします。

特に問題ないと思われま。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の3番について、事務局の説明の後上杉推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。5条3番について説明させていただきます。

申請地は都市計画区域内の第二種住居地域の第3種農地の畑です。

一般住宅の用途による申請です。

申請者は生活環境を良くするため、今回申請地に住宅を新築する計画です。

住宅は木造平屋建て、建築面積46.37平米の住宅を建築し、敷地には1台分の駐車スペースを設けます。

盛土を行いますが、盛土規制法には該当せず、擁壁を設置するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。

また、汚水処理及び生活排水は、合併処理浄化槽設置し、処理水は雨水とともに、既設の水路に

放流いたします。許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。
なお、水利権はございません。よろしく申し上げます。

(会長)

はい。続きまして上杉推進委員申し上げます。

(上杉委員委員)

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

ありませんか。はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の4番について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。では5条の4番について説明させていただきます。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の農地の一団の区域にある第1種農地の畑です。

申請地は、一般住宅としての用途の申請です。

譲受人は、子供と3人で生活しており、現在の借家が手狭となったため、申請地において住宅を新築する計画です。

今回の申請は、隣接する宅地を分筆し、申請地と合わせて一体的に宅地とする計画です。

申請地では木造平屋建て、建築面積49.45平米の住宅を建築し、敷地には駐車スペース2台分を設けます。

申請地の造成は分筆された宅地とあわせて現状のまま利用するため、造成はしないため、土砂の流出は問題ないと思われます。

また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は既存の共同側溝に放流します。雨水は自然流下いたします。水利権はありません。

許可基準は、第1種農地の例外規定である住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの、いわゆる、集落接続施設に該当するものです。

以上、よろしく願いいたします。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員申し上げます。

(一瀬推進委員)

はい。もう周りも家が建っておりますし、そういった1つの中に建てるということで、状況的にも問題ないと思います。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして5条の5番について事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5条の5番について説明いたします。

申請地は、都市計画区域第二種住居地域の、第3種農地の畑です。

認定こども園としての用途による申請です。

譲受人は、社会福祉法人で保育所を運営しており、現在の保育所、ふれあい保育園を移転して、こども園として新築する計画です。

申請地では、建築面積770.92平米の保育施設の他、園庭及び7台分の駐車場を設置する計画です。造成は、30cmの盛土を行いますが、こちらは盛土規定法には該当いたしません。

また、外構はフェンスの基礎のコンクリートブロックで土留めをするため、土砂の流出崩壊の恐れはないと考えられます。

汚水、生活排水は公共下水に接続し、雨水は側溝に放流します。

水利権はありません。雨水は自然流下いたします。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当いたします。

よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。続きまして松本推進委員お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

どうですか。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。賛成多数ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する5件の審議を終わります。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第1号農地法第3条の2件につきましては許可したいと思います。

議案第2号、農地法第、失礼しました。

農地法、議案第1号農地法第3条の12件につきましては許可したいと思います。

議案第2号、農地法第5条の5件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番の説明をいたします。

申請地の調査は12月16日に担当区の上杉推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字戸穴の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和54年7月ごろ、農地法の許可を得ずに住宅を建築、増築をし、約46年経過しております。

現状は前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

地元の推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2について、事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は12月22日に担当区の上杉推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字狩生の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案者のとおりです。

本申請地は、昭和 54 年頃に農地法の許可を得ずに倉庫を建築し、約 46 年が経過しております。

現在は、倉庫を取り壊して更地になっております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、亀山推進委員お願いします。

(亀山推進委員)

はい。別に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 2 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和 8 年 3 月 1 日改正分の 33 件になります。

内訳としまして、契約期間 10 年のもの、新規で登記地目田 5 筆、4,936 平米。

契約更新で、登記地目田 25 筆、3 万 9,376 平米。登記地目畑 3 筆、1,431 平米。

以上合計 33 筆、面積が 4 万 5,743 平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和8年第1回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様お疲れ様でした。

(15時52分閉会)